

平成25年第2回定例会会議録（第1号）

平成25年6月7日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	阿南俊晴	君
教育長	寺岡悌二	君	水道企業管理者	永井正之	君
総務部長	釜堀秀樹	君	企画部長	大野光章	君
建設部長	糸永好弘	君	ONSENツーリズム課長	亀井京子	君
生活環境部長	浜口善友	君	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤慶典	君
消防長	渡邊正信	君	教育次長	豊永健司	君
政策推進課長	稲尾隆	君			

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎

主 任 池 上 明 子 主 事 穴 井 寛 子
速 記 者 桐 生 正 子

○議事日程表（第1号）

平成25年6月7日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 45号 平成25年度別府市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第 46号 別府市子ども・子育て会議条例の制定について
 - 議第 47号 動産の取得について
 - 議第 48号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 議第 49号 市長専決処分について
 - 議第 50号 市長専決処分について
 - 議第 51号 市長専決処分について
 - 議第 52号 市長専決処分について
 - 議第 53号 市長専決処分について
 - 議第 54号 市長専決処分について
 - 議第 55号 市長専決処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君）平成 25 年第 2 回別府市議会定例会は成立いたしました。

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

開議に先立ち、報告事項がございます。

初めに、去る 3 月 21 日付をもって私が議長就任のため、行財政・議会改革等推進特別委員会委員を辞任いたしましたので、これに伴い委員会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、新たに 16 番・松川峰生君を同特別委員会委員に選任いたしましたので、報告いたします。

次に、去る 4 月 26 日、鹿児島市において開催されました第 88 回九州市議会議長会定期総会外 3 件の会議に出席いたしました。その概要については、お手元に報告書を配付しておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 1 号により行います。

日程第 1 により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、1 番・森大輔君、6 番・穴井宏二君、25 番・首藤正君、以上 3 名の方々をお願いいたします。

次に、日程第 2 により、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 15 日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 15 日間と決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 45 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）から、議第 55 号市長専決処分についてまで、以上 11 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君）平成 25 年第 2 回市議会定例会の開会に当たり、今回提出をいたしました諸議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、今議会において関連補正予算を計上している別府市有温泉不老泉の建てかえについてであります。

不老泉は、昭和 32 年に現在の鉄筋コンクリートづくりに改築され、築 55 年が経過しております。

現在、実施設計の策定を進めておりますが、設計の進捗状況に合わせて老朽化した施設を解体し、新しい温泉施設の建設工事に着手する予定であります。新しい温泉施設が、別府八湯の一つである別府温泉の核となる施設として、地元住民の皆様から親しまれるとともに、たくさんの観光客の皆様楽しんでいただける施設にしたいと考えております。

また、別府商工会議所の要望により、商工会館の建設用地として、同敷地の一部を貸し付けたいと考えております。このことにより、行政や関係機関との連携が強化され、本市の商工業の発展並びに観光振興の推進につながるものと期待をいたしております。

次に「子ども・子育て支援」についてです。

子ども・子育て支援法が施行されたことを受け、本市においても「別府市子ども・子育て会議」を設置し、地域における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本年度においては、子育て当事者等の意見、要望を反映するための調査を行い、子ども・

子育て家庭の実情を把握した上で、新たな計画案を策定いたします。

続きまして、ただいま上程されました各議案について、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算ですが、今回補正します額は1億4,330万円で、補正後の予算額は総額443億330万円となります。

その主な内容は、民生費では、子ども・子育て支援事業計画を策定するため、子どものいる世帯を対象に実施するニーズ調査や、「子ども・子育て会議」を設置するための経費を計上しております。

また、地域密着型介護サービスの拠点を整備するため、複合型サービス事業所を整備する医療法人に対する補助金を計上しています。

観光費では、老朽化した不老泉の建てかえを進めるため、解体工事に要する経費を計上しております。

消防費では、県の補助金を活用し、津波発生の際に必要な避難路の整備や、災害時の消火用水を確保する耐震性貯水槽の整備、被災時に避難所生活を維持する備蓄品等の購入に係る経費を計上しております。

これまでも、地域の防災対策のため、「防災シティマップ」や「津波ハザードマップ」の作成、津波避難ビルの指定、海拔表示板の設置、防災士の養成などに取り組んでまいりましたが、今後も、発生時に甚大な被害が予想される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

教育費では、体育施設の設備を改修するための経費を計上しています。

以上が、今議会における予算関係議案の概要であります。

次に予算外の議案につきまして、御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、条例関係1件、その他9件の計10件を提出しております。

議第46号別府市子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、別府市子ども・子育て会議を設置することに伴い、条例を制定しようとするものであります。

議第47号動産の取得については、消防ポンプ自動車を購入入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第48号和解及び損害賠償の額の決定については、市道で発生した事故について、和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議第49号から議第55号までの市長専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議第49号は、平成24年度3月補正に繰越明許費として計上した小学校及び中学校の教材に要する経費について、国の予算措置が平成24年度から平成25年度に切りかえられたことに伴い、繰越明許費分を減額するため、平成24年度別府市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものであります。

議第50号は、平成24年度別府市国民健康保険事業特別会計の決算見込みに歳入不足が生じたことに伴い、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うため、平成25年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したものであります。

議第51号、議第52号及び議第53号は、地方税法の一部改正に伴い、別府市税条例の一部を改正する条例、別府市都市計画税条例の一部を改正する条例及び別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

議第 54 号は、平成 24 年 6 月 27 日に平成 24 年議第 57 号動産の取得についての議決により本契約として成立した屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入の契約について、契約書に記載の自動車重量税の額が、実際の納付額と異なっていたため、その差額を減額する物品売買変更契約の締結を専決処分したものであります。

議第 55 号は、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づく固定資産評価員の選任を専決処分したものであります。

以上をもちまして、提出いたしました各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。会期日程により全議案を考案に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議案を考案に付すことに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす 6 月 8 日から 11 日までの 4 日間は、休日及び考案のため本会議を休会とし、次の本会議は、12 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 11 分 散会

